

## 公益社団法人久居一志地区医師会役員報酬等の支給に関する規程

### (目的)

第1条 公益社団法人久居一志地区医師会定款第34条の規定により理事及び監事（以下、「役員」という。）の報酬の支給について定める。

### (報酬の区分)

第2条 役員報酬は、旅費の日当相当額及び退職記念品料とする。

2 旅費の日当相当額は、公益社団法人久居一志地区医師会旅費等の支給に関する規程第3条第2項に定める日当額とする。

3 退職記念品料は、公益社団法人久居一志地区医師会役員退職記念品料に関する規程第2条に定める金額とする。

### (改廃)

第3条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

### 附則

この規程は、公益社団法人久居一志地区医師会の設立の登記の日（平成23年11月1日）から施行する。